

「錦鯉一用語の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年9月30日
農 林 水 産 省

錦鯉一用語の日本農林規格の一部改正案について、令和8年5月19日から令和8年6月17日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、3者から6件の御意見が寄せられました。

その御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本件については、パブリックコメントに付した案に技術的な修正を行った上で改正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課
代表：03-3502-8111（内線4481）
直通：03-6744-7139